

みんなの
あんしん

介護保険

令和6年4月
制度改正対応版

わかりやすい利用の手引き

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です



常総市

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです



40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とし、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護保険サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、できる限り自立した生活を送れるよう支援します。本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。



令和6年度

介護保険制度改正のポイント

◆介護保険サービスに関して

介護予防支援を居宅介護支援事業者に依頼できるように。(令和6年4月から) ▶ 12・19 ページ
一部の福祉用具について貸与と購入を選択できるように。(令和6年4月から) ▶ 27 ページ

◆介護保険サービスの費用・保険料に関する主な変更点

介護保険サービスを利用した際にかかる費用の変更。

特定入所者介護サービス費の限度額の変更。(令和6年8月から) ▶ 25 ページ

介護保険料の変更。(令和6年4月から) ▶ 7 ページ

この介護保険ガイドブック「みんなのあんしん介護保険 わかりやすい利用の手引き」は、令和6年に制度改正した介護保険サービスや介護保険料と、常総市独自の高齢者福祉制度やサービスについて掲載しています。

令和6年から令和8年まで使用しますので、**大切に保管してください。**



今後の制度改正等により、内容の一部が変更になる場合があります。

もくじ

しくみと加入者

介護保険のしくみ ————— P.4

介護保険料の決まり方・納め方

社会全体で介護保険を支えています ————— P.6

サービス利用の手順

サービス利用の流れ① ————— P.10

要介護認定の流れ ————— P.10

サービス利用の流れ② ————— P.12

介護サービス【要介護1～5の方へ】

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす — P.14

施設サービスの種類と費用のめやす ————— P.18

介護予防サービス【要支援1・2の方へ】

介護予防サービスの種類と費用のめやす ————— P.19

地域密着型サービス

住み慣れた地域で受けるサービス ————— P.22

費用の支払い

自己負担限度額と負担の軽減 ————— P.24

福祉用具貸与・購入、住宅改修

生活環境を整えるサービス ————— P.27

地域支援事業(総合事業)

総合事業 自分らしい生活を続けるために ————— P.29

その他のサービス

常総市の在宅高齢者福祉サービス ————— P.32

介護保険サービス事業所一覧 ————— P.38

介護保険施設・事業所マップ ————— P.42

広告 ————— P.44

しくみと加入者

介護保険料の
決まり方・納め方サービス利用の
手順

介護サービス

介護予防サービス

地域密着型
サービス

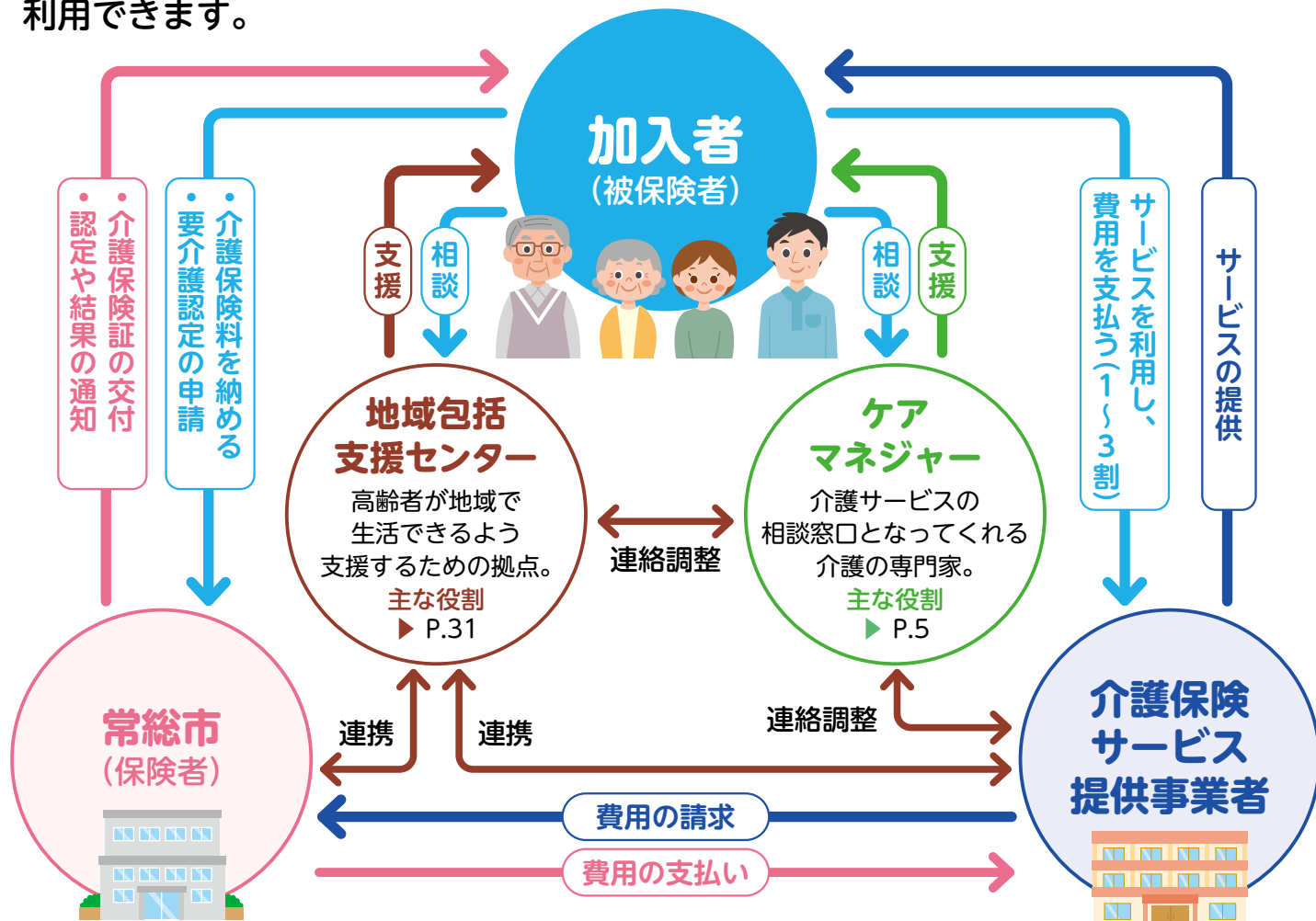
費用の支払い

福祉用具貸与・
購入、住宅改修地域支援事業
(総合事業)

その他のサービス

介護保険のしくみ

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。常総市が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部（1～3割）を負担することで介護保険サービスを利用できます。



● 加入者（被保険者）は年齢により2つに分けられます

65歳以上の方 (第1号被保険者)



【介護保険を利用できる方】

「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方。

(▶ 要介護認定 10～11ページ)

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。
ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、常総市へ届け出をお願いします。

40～64歳の方 (第2号被保険者)



【介護保険を利用できる方】

介護保険の対象となる病気※が原因で「要介護認定」を受けた方。

交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外です。

※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

40～64歳の方が介護保険を利用するときに対象となる病気(特定疾病)

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険証

介護保険証
(介護保険被保険者証)

要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険証が必要になります。

大切に
保管しま
しょう。

交付対象者

【65歳以上の方】

- 1人に1枚交付されます。
- 65歳になる月（誕生日が1日の方は前月）に交付されます。

【40～64歳の方】

- 要介護認定を受けた方に交付されます。

必要なとき

- ・要介護認定の申請をするとき（65歳以上の方）
- ・ケアプランを作成するとき
- ・介護保険サービスを利用するとき など

介護保険被保険者証		
被 保 険 者	番 号	
	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	明治大正昭和 年 月 日 西暦
交付年月日	年 月 日	
保険者番号 並びに保険 者の名称及び印		0821115 市町村指定介護保険者番号(市町村) 常総市

負担割合証

負担割合証
(介護保険負担割合証)

介護保険サービス等を利用するときの負担割合(1～3割)が記載されています。

大切に
保管しま
しょう。

交付対象者

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。

必要なとき

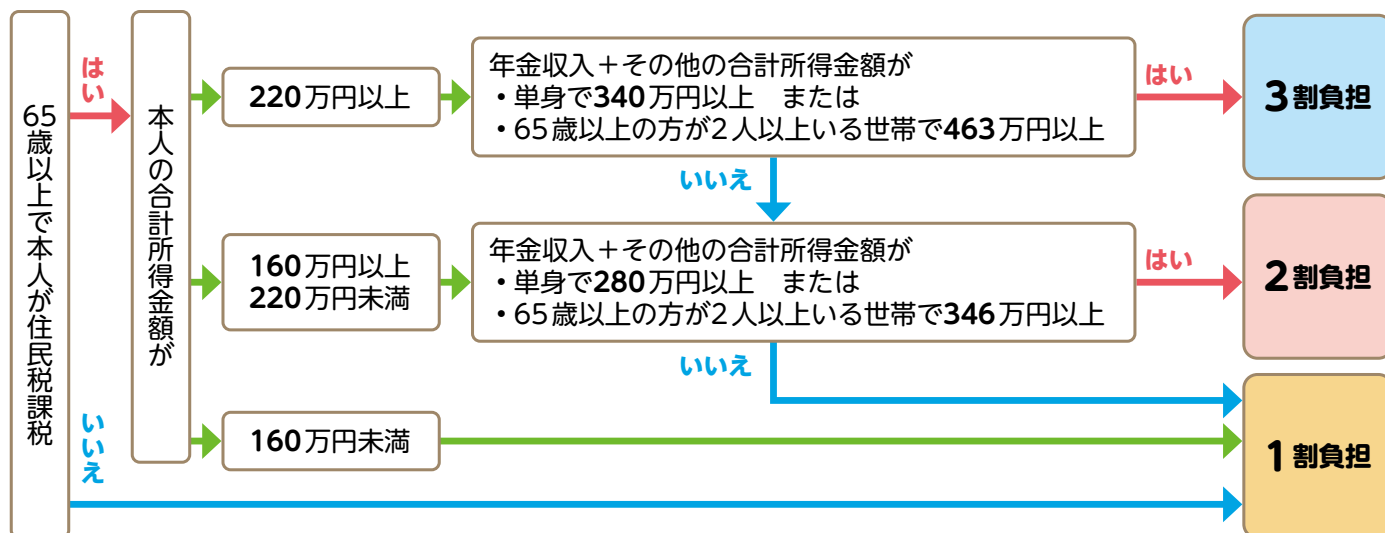
介護保険サービスを利用するとき
【有効期限】1年間(8月1日～翌年7月31日)

負担割合
(1～3割)が
記載されます。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
被 保 険 者	番 号
	住 所
	フリガナ 氏 名
	生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日
	利用者負担 の割合
適用期間	
保険者番号 並びに保険者 の名称及び 印	0821115 常総市

介護保険証、負担割合証はイメージです。市区町村により内容や色が異なります。

介護保険サービスの自己負担割合と判定基準



※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

「ケアマネジャー」とはどんな人？

介護サービスを利用する方の相談・窓口役です。

【 ケアマネジャーの役割 】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。



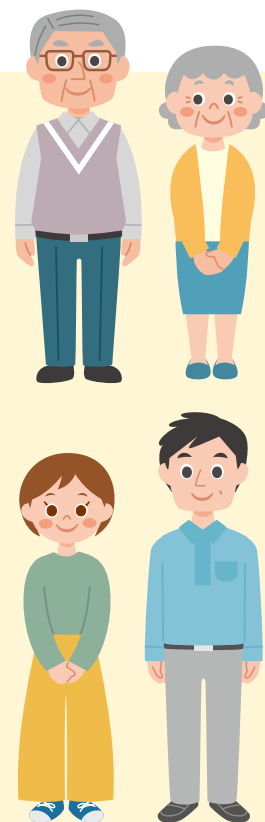
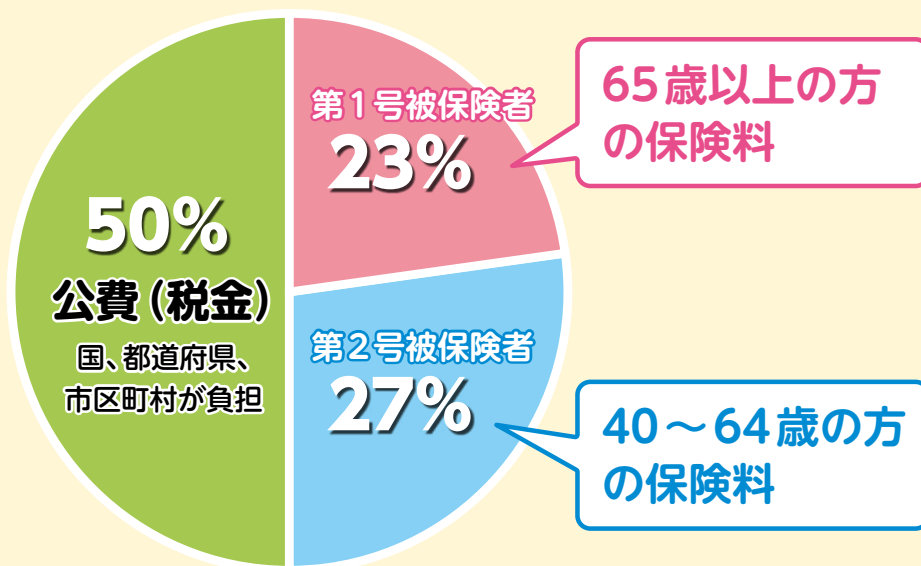
社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費（税金）」と、40歳以上のみなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護保険料はきちんと納めましょう。

介護保険料の決まり方・納め方

介護保険の財源の内訳（令和6～8年度）

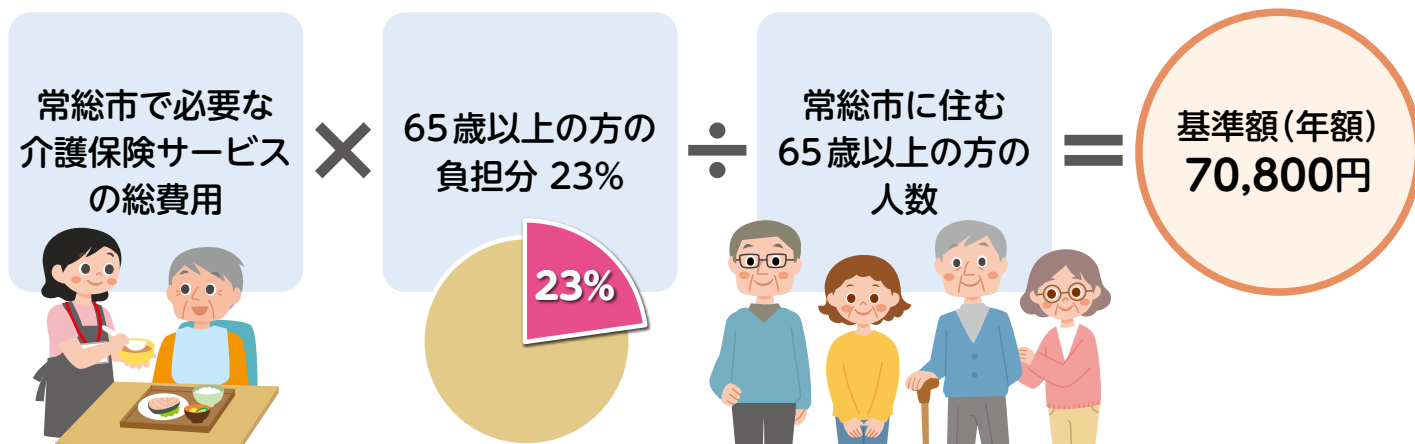
（このほかに利用者負担分があります）



65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、常総市の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方



基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。

介護保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなるよう本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

常総市の令和6～8年度の介護保険料の基準額 70,800円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、14段階に分かれます。

● 所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.285	1,700円	20,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.485	2,900円	34,800円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} の合計が120万円超の方	基準額 × 0.685	4,050円	48,600円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	5,350円	64,200円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 × 1.00	5,900円	70,800円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	7,100円	85,200円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	7,700円	92,400円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50	8,850円	106,200円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.70	10,050円	120,600円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.90	11,250円	135,000円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.10	12,400円	148,800円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.30	13,600円	163,200円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の方	基準額 × 2.50	14,750円	177,000円
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の方	基準額 × 2.70	15,950円	191,400円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入金額」から「必要経費に相当する金額」を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離課税所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

● 65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳になった月（65歳の誕生日の前日の属する月）の分から納めます。

納め方は受給している年金^{*}の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

^{*}受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

普通徴収

年金が年額 **18万円未満**の方

→ **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます



- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 市区町村から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。



忙しい方、なかなか外出ができない方は、**口座振替が便利**です。

口座振替が便利ね

手続き

- ① 介護保険料の**納付書、通帳、印かん（通帳届出印）**を用意します。
- ② 取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。

※申し込みから口座振替開始までは納付書で納めてください。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。



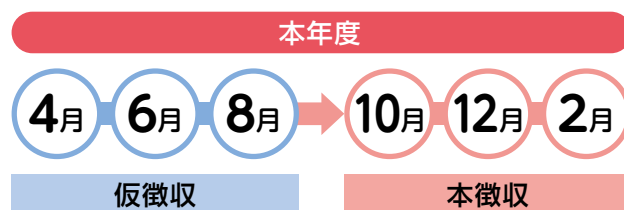
特別徴収

年金が年額 **18万円以上**の方

→ 年金から **【天引き】**になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の年6回に分けて天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め（仮徴収）、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます（本徴収）。



- 65歳になり年金の受給が開始されても、すぐには年金から介護保険料は天引きされません。
- 特別徴収に切り替わるまで、おおむね7カ月から12カ月程時間を要します。



こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 年度途中で65歳になった
- 介護保険料が減額になった
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年金が一時差し止めになった

など

介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。



介護保険料の決まり方・納め方

納期限を過ぎると

督促が行われます。**延滞金が徴収**される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん**全額を自己負担**します。申請によりあとから保険給付費（本来の自己負担を除く費用）が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

2年以上滞納すると

利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げ**られたり、**高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費**などが受けられなくなったりします。

納付が難しい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は、常総市の介護保険課または暮らしの窓口課に相談しましょう。減免や猶予が受けられる場合があります。

40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決まり方	納め方
 国民健康保険に加入している方	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
 職場の健康保険に加入している方	加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。

サービス利用の流れ①



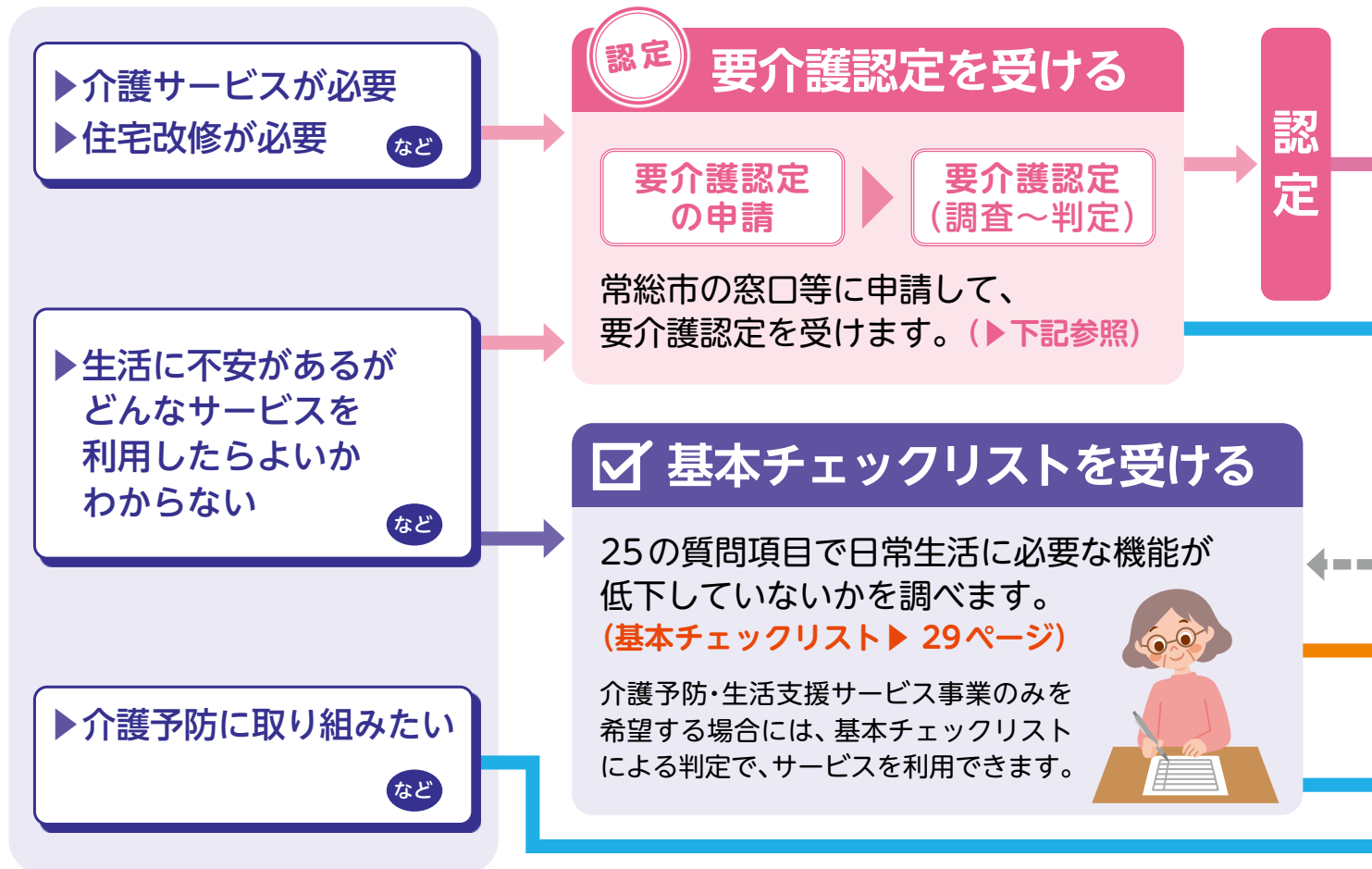
1 | 相談する



常総市の窓口または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

2 | 心身の状態を調べる

要介護認定または**基本チェックリスト**を受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。



認定

要介護認定の流れ

介護(予防)サービスを利用するには、

1 要介護認定の申請

申請の窓口は常総市の介護保険課・暮らしの窓口課です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まれます)

・地域包括支援センター ・居宅介護支援事業者 ・介護保険施設



申請に
必要なもの

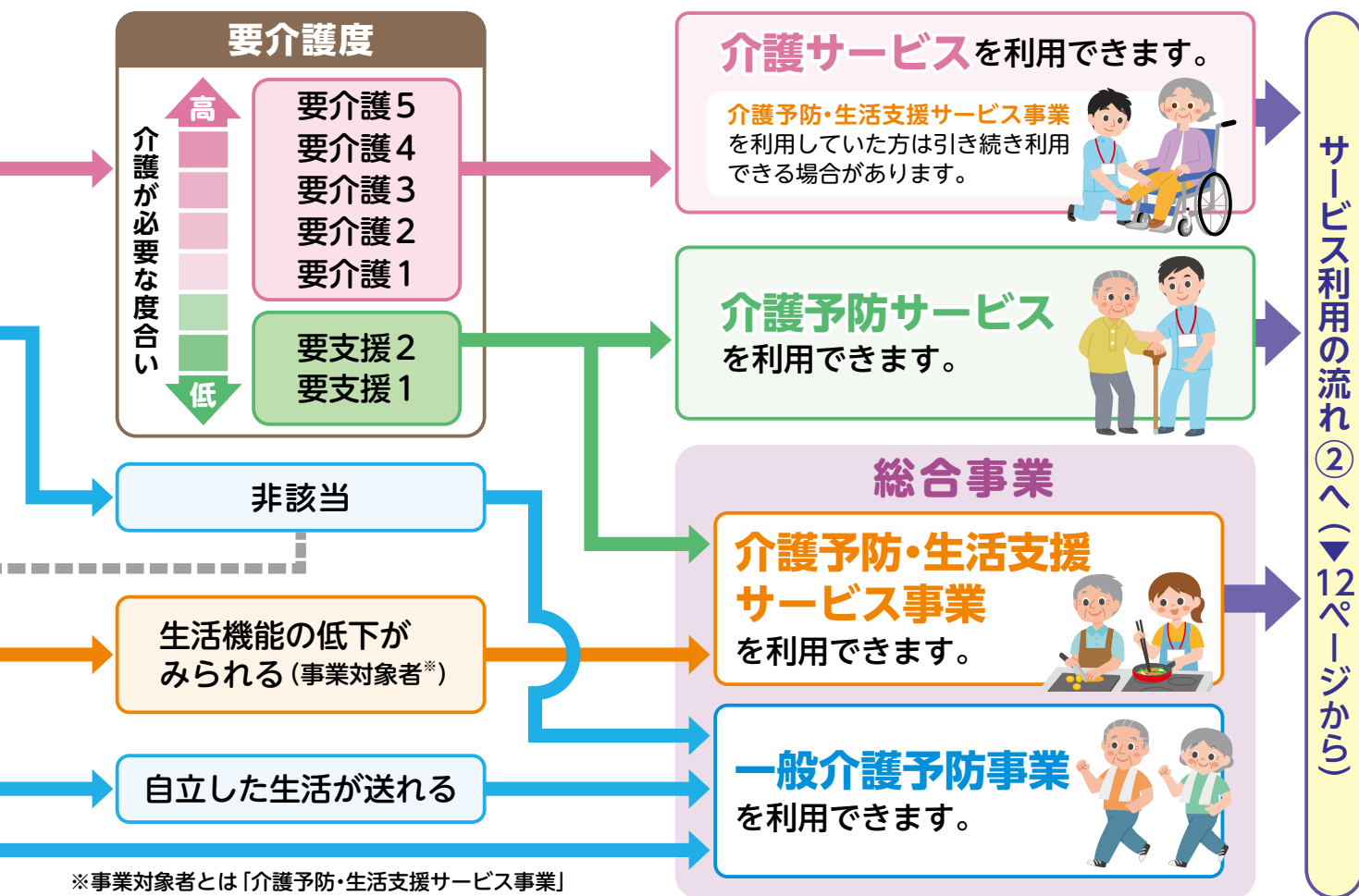
- ✓ 申請書 常総市の窓口にあります。
- ✓ 介護保険証
- ✓ 健康保険の保険証
- ✓ マイナンバー(個人番号) 確認書類

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、まずは、常総市介護保険課・暮らしの窓口課や地域包括支援センターに相談しましょう。

3 | 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。



※事業対象者とは「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者のことです。

要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

2 要介護認定(調査～判定)

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

訪問調査

常総市の担当職員などが自宅を訪問し、身体の状態などを聞き取る。

主治医の意見書

常総市の依頼により主治医が意見書を作成。

※主治医がいない方は常総市が紹介する医師の診断を受ける。

一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書をもとに、コンピューターで一次判定を行う。

二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書をもとに、常総市が任命する保健・医療・福祉の専門家から構成された「介護認定審査会」が総合的に審査する。



サービス利用の流れ②

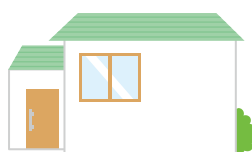


ケアプラン(どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書)を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいか、という希望をしっかりと伝えましょう。

サービス利用の手順

要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい



1 ケアマネジャーを選ぶ

常総市などが発行する事業者一覧のなかから居宅介護支援事業者(ケアマネジャーを配置しているサービス事業者)を選び、連絡します。

▶ 居宅介護支援P.14

2 ケアプラン※1を作成する

担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。



介護保険施設へ入所したい



1 介護保険施設を選ぶ

見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。

2 ケアプラン※1を作成する

入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

要支援1・2の方

1 地域包括支援センター等に連絡する

地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者に連絡します。

変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。(令和6年4月から)

2 介護予防ケアプラン※1を作成する

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーと相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

▶ 介護予防支援P.19

事業対象者

1 地域包括支援センターに連絡する

地域包括支援センターに連絡します。



2 ケアプラン※1を作成する

地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。
また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業対象者は地域包括支援センター等に連絡します。

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※²します。
ケアプランにそって**介護サービス**を利用します。

介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方が要介護1～5となった場合、本人が希望し、市区町村が必要と判断すれば**介護予防・生活支援サービス事業**を引き続き利用できます。

介護サービスの種類

居宅サービス

- 訪問サービス…▶ P.15・16
- 施設に通う……▶ P.16
- 短期間施設に泊まる……▶ P.17
- 施設に入所して利用する……▶ P.17
- 生活環境を整える……▶ P.27・28

地域密着型サービス

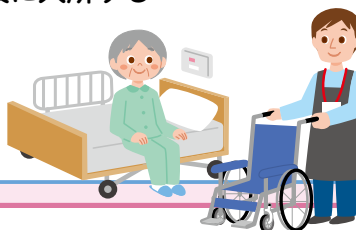
- 訪問サービス……▶ P.22
- 認知症の方向け……▶ P.22
- 施設に通う……▶ P.22
- 通いを中心とした複合サービス……▶ P.23
- 施設に入所して利用する……▶ P.23

3 サービスを利用する

ケアプランにそって**施設サービス**を利用します。

施設サービス

- 介護保険施設に入所する……▶ P.18



3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※²します。
介護予防ケアプランにそって**介護予防サービス**および**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。



介護予防サービスの種類

介護予防サービス

- 訪問サービス…▶ P.19・20
- 施設に通う……▶ P.20
- 短期間施設に泊まる……▶ P.21
- 施設に入所して利用する……▶ P.21
- 生活環境を整える……▶ P.27・28

地域密着型介護予防サービス

- 認知症の方向け……▶ P.22
- 通いを中心とした複合サービス……▶ P.23

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問サービス…▶ P.30
- 施設に通う……▶ P.30

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※²します。
ケアプランにそって**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問サービス…▶ P.30
- 施設に通う……▶ P.30



※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす



ケアプランの作成・サービス利用についての相談

居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は**無料**です。
(全額を介護保険で負担します)



ケアプランの作成例(要介護の方の例)

要望 足の筋力を回復し、自分で家事ができるようになりたい

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護		訪問介護		 通所 リハビリ	訪問介護	
午後	 訪問介護	通所介護					

足の筋力回復のための機能訓練を行う。
外出することがよい気分転換にも。

家の中で転ばないため、
日常動作のリハビリ。



納得のいく
ケアプラン
のために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。



自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.5参照)

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。
これらのサービスのなかから、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。
地域密着型サービスについて▶ 22・23ページ。

日常生活の手助けを受ける

訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。



自己負担(1割)のめやす

〈身体介護〉	●食事、入浴、排せつのお世話 ●衣類やシーツの交換 など	身体介護 中心	20分～30分未満	244円
			30分～1時間未満	387円
〈生活援助〉	●住居の掃除、洗濯、買い物 ●食事の準備、調理 など	生活援助 中心	20分～45分未満	179円
			45分以上	220円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回)	97円
-------------	-----

介護サービス

以下のサービスは、介護保険の対象外です

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 草むしり・花の手入れ
- 来客の応対
- 模様替え
- 洗車
- など

※サービスの内容によっては、「介護保険外」のサービスとして受けることができます。
希望するときは、ケアマネジャーやサービス提供事業者にご相談しましょう。



自宅を訪問してもらう

訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	1,266円
----	--------

訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	308円
----	------

※自己負担のめやすは標準的な地域のもので、実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。
※自己負担のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。



お医者さんの指導のもとでの助言・管理

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす
【単一建物居住者1人に対して行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。



自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	399円
	30分～1時間未満	574円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	471円
	30分～1時間未満	823円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



施設に通う

通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	658円	要介護4	1,023円
要介護2	777円	要介護5	1,148円
要介護3	900円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・個別機能訓練 56円／1日
- ・栄養改善 200円／1回
- ・口腔機能向上 150円／1回 など

通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。



自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	762円	要介護4	1,215円
要介護2	903円	要介護5	1,379円
要介護3	1,046円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・栄養改善 200円／1回
- ・口腔機能向上 150円／1回 など

「共生型サービス」について

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。

例えば、障がい福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けることにより、介護保険サービスを提供できるようになり、障がいをお持ちの方が65歳以上になっても、引き続き、同じ施設でサービスが受けられます。

【対象サービス】 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 等

 短期間施設に泊まる

短期入所生活介護
【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	704円	603円	603円
要介護 2	772円	672円	672円
要介護 3	847円	745円	745円
要介護 4	918円	815円	815円
要介護 5	987円	884円	884円

短期入所療養介護
【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	836円	753円	830円
要介護 2	883円	801円	880円
要介護 3	948円	864円	944円
要介護 4	1,003円	918円	997円
要介護 5	1,056円	971円	1,052円

介護サービス

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

居室(部屋のタイプ)について	ユニット型個室	リビングスペース(共同生活室)を併設している個室
	ユニット型個室的多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋
	従来型個室	リビングスペースを併設していない個室
	多床室	定員2人以上の相部屋

 施設に入っている方が利用する介護サービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)の場合】

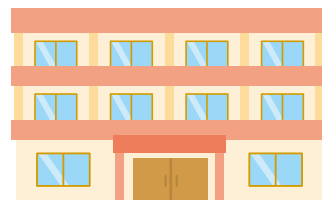
要介護 1	542円	要介護 4	744円
要介護 2	609円	要介護 5	813円
要介護 3	679円		



※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

その他のサービス	▶ 地域密着型サービス	22・23 ページ
	▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修	27・28 ページ

施設サービスの種類と費用のめやす



介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。
介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。
入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。



生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設 【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護3	約24,450円	約21,960円	約21,960円
要介護4	約26,580円	約24,060円	約24,060円
要介護5	約28,650円	約26,130円	約26,130円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。



介護やリハビリが中心の施設

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【基本型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	約24,060円	約21,510円	約23,790円
要介護2	約25,440円	約22,890円	約25,290円
要介護3	約27,390円	約24,840円	約27,240円
要介護4	約29,040円	約26,490円	約28,830円
要介護5	約30,540円	約27,960円	約30,360円



長期療養の機能を備えた施設

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

※介護療養型医療施設(令和6年3月末に廃止)の転換先として、平成30年4月に創設された施設です。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【I型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	約25,500円	約21,630円	約24,990円
要介護2	約28,800円	約24,960円	約28,290円
要介護3	約35,970円	約32,100円	約35,460円
要介護4	約39,000円	約35,160円	約38,490円
要介護5	約41,760円	約37,890円	約41,250円

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

(ユニット型個室、従来型個室、多床室などの違いについて▶P.17参照)

※施設サービス費のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

介護予防サービスの種類と費用のめやす

介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。
できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

地域密着型サービスについて▶ 22・23 ページ。



介護予防ケアプランの作成・サービス利用についての相談

介護予防支援

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。
(令和6年4月から)

介護予防ケアプランの作成および相談は**無料**です。
(全額を介護保険で負担します)



介護予防サービス



自宅を訪問してもらう

介護予防訪問入浴介護

浴室がない場合や浴室の利用が難しい場合に入浴のお手伝いのサービスを受けられます。



自己負担(1割)のめやす

1回	856円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

専門家に訪問してもらい、利用者が自分で行える体操やリハビリなどの指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	298円
----	------

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

- 実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.5 参照)
※自己負担のめやすは標準的な地域のもので、実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、
- サービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。
※自己負担のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。



お医者さんの指導のもとでの助言・管理

介護予防 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす
【単一建物居住者1人に対して行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを受けます。



自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	382円
	30分～1時間未満	553円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	451円
	30分～1時間未満	794円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



施設に通う

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援1	2,268円	要支援2	4,228円
------	--------	------	--------

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・栄養改善 200円/月
- ・口腔機能向上 150円/月 など

介護予防が大切なのはなぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。実際、要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分で行い、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができます。



短期間施設に泊まる

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	529円	451円	451円
要支援 2	656円	561円	561円

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

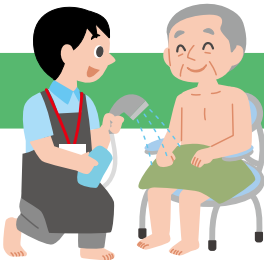
要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	624円	579円	613円
要支援 2	789円	726円	774円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

施設に入っている方が利用する介護サービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と外部サービス利用型に区分されます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)の場合】

要支援 1	183円	要支援 2	313円
-------	------	-------	------

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

介護予防サービス

その他のサービス

▶ 地域密着型サービス

▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修

22・23ページ

27・28ページ

住み慣れた地域で受けるサービス



24時間対応の訪問サービス

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用	夜間のみ利用
要介護 1	5,446円	7,946円	基本対応 989円
要介護 2	9,720円	12,413円	
要介護 3	16,140円	18,948円	
要介護 4	20,417円	23,358円	
要介護 5	24,692円	28,298円	

※要支援の方は利用できません。



夜間の訪問サービス

夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な訪問で介護を受けられる「定期巡回」、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる「随時対応」のサービスなどがあります。



自己負担(1割)のめやす
【基本対応の場合】

1カ月	989円
-----	------

※要支援の方は利用できません。



認知症の方向けのサービス

認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす【7～8時間未満の利用の場合】

要支援 1	861円	要介護 3	1,210円
要支援 2	961円	要介護 4	1,319円
要介護 1	994円	要介護 5	1,427円
要介護 2	1,102円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)

【グループホーム】

認知症と診断された方が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	749円	要介護 3	812円
要介護 1	753円	要介護 4	828円
要介護 2	788円	要介護 5	845円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援 1の方は利用できません。



小規模な施設の通所介護サービス

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす
【7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	753円	要介護 4	1,172円
要介護 2	890円	要介護 5	1,312円
要介護 3	1,032円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

住み慣れた地域を離れずに生活が続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。（サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります）

※基本的には利用者は事業所のある市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。



通い・訪問・泊まりなどを組み合わせた複合的なサービス

小規模多機能型居宅介護

（介護予防小規模多機能型居宅介護）

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援 1	3,450円	要介護 3	22,359円
要支援 2	6,972円	要介護 4	24,677円
要介護 1	10,458円	要介護 5	27,209円
要介護 2	15,370円		

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護 1	12,447円	要介護 4	27,766円
要介護 2	17,415円	要介護 5	31,408円
要介護 3	24,481円		

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。



地域の小規模な施設に入所して受ける介護サービス

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。



1日あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
要介護 3	828円	745円	745円
要介護 4	901円	817円	817円
要介護 5	971円	887円	887円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護 1	546円	要介護 4	750円
要介護 2	614円	要介護 5	820円
要介護 3	685円		

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。（▶P.5参照）

実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。

※自己負担のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

自己負担限度額と負担の軽減

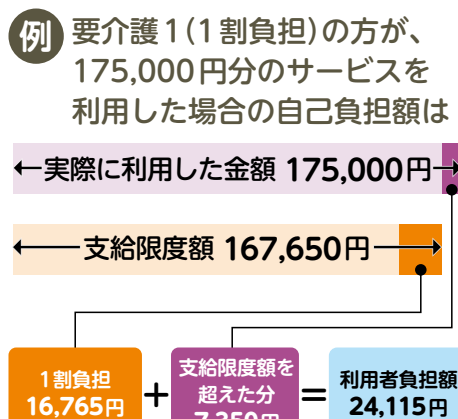
介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限（支給限度額）が設けられています（下表）。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額（1カ月）のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護 1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護 2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護 3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護 4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護 5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円



○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。

■支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
 - 居宅介護住宅改修
 - 居宅療養管理指導
 - 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
 - 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

介護 公表 検索



介護サービス情報公表システム
二次元バーコード

事業者を
選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、利用する施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。

施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分（1～3割）に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費
の1～3割

+

居住費
(滞在費)

+

食費

+

日常生活費
(理美容代など)

=

自己負担

居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

居住費 (滞在費)				食費
ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
令和6年 7月まで 2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円
令和6年 8月から 2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

●給付を受けるには、常総市への申請が必要です。

変更ポイント

居住費の限度額を変更。(令和6年8月から)

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者 負担 段階	所得の状況 ^{※1}		預貯金等の 資産 ^{※2} の状況	居住費 (滞在費)				食費
				ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設
令和6年7月まで	1	生活保護受給者の方等	要件なし					
		世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
	2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 [600円]
	3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 [1,000円]
令和6年8月から	3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 [1,300円]
	1	生活保護受給者の方等	要件なし					
		世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
	2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 [600円]
令和6年8月から	3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 [1,000円]
	3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 [1,300円]

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

費用の支払い

● 自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、常総市への申請が必要です。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

自己負担の限度額（月額）

区分	限度額
課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上の方	140,100 円（世帯）
課税所得 380 万円以上 690 万円未満 （年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満）の方	93,000 円（世帯）
住民税課税世帯で課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満の方	44,400 円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600 円（世帯）
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方等	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000 円（個人）

● 介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。（高額医療・高額介護合算制度）

- 給付を受けるには、常総市への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が 500 円以下の場合には支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額：毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで）

70 歳未満の方

区分	限度額
基準総所得額 901 万円超	212 万円
600 万円超～901 万円以下	141 万円
210 万円超～600 万円以下	67 万円
210 万円以下	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円

70 歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
課税所得 690 万円以上	212 万円
380 万円以上 690 万円未満	141 万円
145 万円以上 380 万円未満	67 万円
一般（住民税課税世帯の方）	56 万円
低所得者（住民税非課税世帯の方）	31 万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が 0 円になる方（年金収入のみの場合 80 万円以下の方）	19 万円

生活環境を整えるサービス



自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の品目が貸し出しの対象となります。
要介護度によって利用できる用具が異なります。



- = 利用できる。
✕ = 原則として利用できない。
▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
	要介護1		
・手すり(工事をともなわないもの) ・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト	✕	○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者にご相談しましょう。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに**貸与価格の上限額が設定**されています。
※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- 事業者には、貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示すことや、全国平均価格とその事業者の価格を説明することが義務付けられています。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から) **変更ポイント**

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。



福祉用具を買う

申請が必要です

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の品目です。

- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- ・自動排せつ処理装置の交換部品
- ・排せつ予測支援機器
- ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす等)
- ・簡易浴槽
- ・固定用スロープ ・歩行器(歩行車を除く)
- ・歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)



年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円だった場合、1～3万円が自己負担です。
(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

貸与と購入を選択できます。



より安全な生活が送れるように住宅を改修する

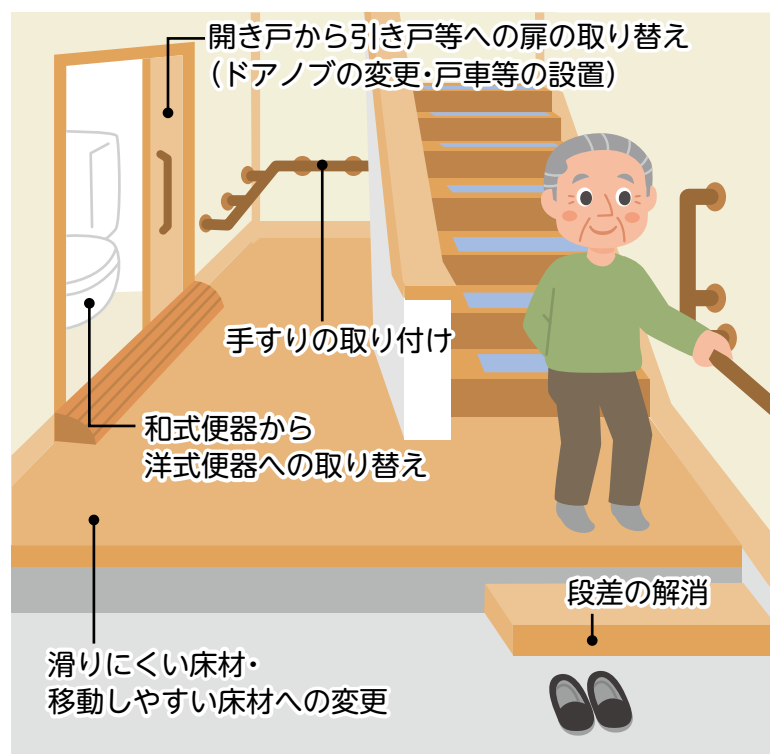
事前と事後に
申請が必要です

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。

(費用が20万円だった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか常総市の窓口で相談しましょう。



介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
 - 段差や傾斜の解消
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
 - 和式から洋式への便器の取り替え
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額／20万円(原則1回限り)

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

●手続きの流れ

【償還払い(後から払い戻される)の場合】

事前と事後に申請が必要です

相談

- ケアマネジャーや常総市の窓口等に相談します。

事前申請

- 工事を始める前に、常総市に必要な書類を提出します。

【申請書類の例】・支給申請書 ・住宅改修が必要な理由書
・平面図 ・工事着工前の写真(日付入り)
・住宅の所有者の承諾書(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)
・工事費の見積書(利用者宛のもの) 等

- 常総市から着工の許可が下りてから着工します。

※許可が下りる前に着工した場合は対象外になります。

工事・支払い

- 改修費用を事業所にいったん全額支払います。

事後申請

- 常総市に支給申請のための書類を提出します。

【申請書類の例】・改修後の写真(日付入り) ・工事費の内訳書
・領収書(利用者宛のもの) 等

払い戻し

- 工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割が支給されます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りを取りましょう。



総合事業 自分らしい生活を続けるために

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

総合事業の ポイント

- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス**と**介護予防・生活支援サービス事業**を利用できます。
- **介護予防・生活支援サービス事業**のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。（要介護認定は不要です）
- 介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方が要介護1～5となったとき、本人が希望し、常総市が必要と判断すれば、**介護予防・生活支援サービス事業**を引き続き利用できます。

総合事業を 利用するには

まずは、地域包括支援センターまたは、常総市介護保険課・暮らしの窓口課、ケアマネジャーへご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。



☑ 基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかがわかります。

基本チェックリスト（一部抜粋）

- | |
|---|
| ☐ 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか |
| ☐ 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか |
| ☐ 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか |
| ☐ 週に1回以上は外出していますか |
| ☐ 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われますか |

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。いつまでも自分らしい生活を続けるためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。



生活機能の低下が気になったら地域包括支援センターに相談しましょう。

総合事業は、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状態になることを予防するための事業です。



介護予防・生活支援サービス事業

地域の実情に応じた「介護予防」と「生活支援」を目的としたサービスなどがあります。
※市区町村によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、高齢福祉課にご相談ください。

対象者

- 要支援1・2の方
- 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方
- 介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方で、要介護1～5となったあとも本人が利用を希望し、常総市が必要と判断した方



介護予防 ケアマネ ジメント

地域包括支援センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。



訪問型 サービス

掃除、洗濯などの日常生活上の訪問型のサービス。
地域住民が主体となったボランティアによるゴミ出しなどの支援から、介護事業者による、以前の介護予防訪問介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定されています。



通所型 サービス

機能訓練や集いの場など通所型のサービス。
地域住民が主体となった体操や運動等のサービスから、介護事業者による、以前の介護予防通所介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定されています。



一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための教室（介護予防教室）などを実施します。

※市区町村によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、高齢福祉課にご相談ください。

対象者

65歳以上のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方

介護予防教室の例

【運動器の機能向上】

- 筋力トレーニング
- 有酸素運動
など



【栄養改善】

栄養改善のための食材の選び方や調理方法などに関する指導、相談受け付け



【口腔機能の向上】

- 口の中や義歯の手入れ方法
- 咀嚼、飲み込みの訓練法などの指導



その他の地域支援事業

● 高齢者の総合相談窓口

相談先	電話番号	受付時間
地域包括支援センター	0297-23-2930	月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始除く)
Ｌ・ハーモニー石下	080-3400-6616	休日・祝日24時間 月～金17:15～翌8:30

● 身近な高齢者の相談窓口

相談先	電話番号	受付時間
常総市社会福祉協議会	0297-23-2233	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
水海道西部病院	0297-24-1211	
ケアプランセンター はにかむ	0297-38-8101	
筑波メディカルセンター 訪問看護ステーション いしげ	0297-42-1105	
グループホーム 舞夢	0297-30-8283	
グループホーム 香	0297-23-3011	

● 在宅医療・介護連携相談窓口

相談先	電話番号	受付時間
常総市在宅医療・介護連携支援センター	0297-38-8998	月～土 9:00～18:00(日・祝日除く)

地域包括支援センターのご案内

● 高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんの身近な相談窓口です。地域で暮らすみなさんがいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支援します。



介護予防、総合事業に関すること、相談や困りごとがあれば、地域包括支援センターへお問い合わせください。

地域包括支援センターはこのような支援や相談を行っています

介護予防を
応援します！

要支援１・２および事業対象者の方の介護予防ケアプランなどを作成して、効果を評価します。



さまざまな
問題に
対応します！

高齢者に関するさまざまな相談を受け、必要なサービスにつなぎます。



高齢者の
権利を
守ります！

高齢者虐待の防止、悪質な訪問販売による被害の防止などの権利擁護を行います。



充実した
サービス
を提供する
ために
支援します！

ケアマネジャーへの指導・助言や医療機関など、関係機関との調整を行います。



積極的にご利用
ください



地域包括支援センターのスタッフ

地域包括支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士を中心に構成されています。

常総市の在宅高齢者福祉サービス

事業内容は、令和6年度基準です。

1. 地域支援事業

1) 介護予防事業（高齢福祉課）

介護が必要な生活状態となるのを防ぎ、高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう支援する事業です。各種教室は、市ホームページまたはJOSO☆ハッピーだよりをご覧ください。

常総市介護予防推進員制度（養成・活動支援）

介護予防推進員は、「いくつになっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていきたい」という思いで、地域の高齢者の住みよい暮らしを支えるボランティアです。ご自身の介護予防に努める活動から始まり、介護予防推進員が自らの得意分野を活かし、様々な活動ができるよう養成研修や活動支援を行います。介護予防推進員による介護予防教室を地域の集会所等で行っています。



シルバーリハビリ体操教室（事前予約不要）

茨城県知事認定のシルバーリハビリ体操指導士による、「いつでも、どこでも、ひとりでもできる身体機能向上」を目的とした体操を行います。

いきいき教室・いきいきパワーアップ教室（事前予約不要）

公民館等で定期的を開催しています。介護予防に関する講話（認知機能低下予防、関節痛予防、栄養改善等）や介護予防体操を実践しながら紹介する介護予防教室です。

手芸や工作、ボードゲーム等のレクリエーションも実施しております。介護予防に関心のあるおおむね65歳以上の方であればどなたでも、何度でも参加いただけますので、お気軽に足をお運びください。

出前いきいき教室（要予約）

ご希望される会場に担当スタッフを派遣し、いきいき教室同様の予防教室を開催いたします。日程および詳しい実施内容につきましては、なるべくご希望に沿えるよう調整させていただきます。シルバークラブや仲良しグループの集まりでもご利用いただけますので、是非ご相談ください。（参加人数や会場・内容は、予約時に要相談）

JOSO☆ハッピー体操

詳しくは47ページ

小さなお子さんから足腰等に痛みのある方まで、その時の体調や体力にも合わせて、同じ曲でいっしょに楽しめる市オリジナルの体操です。いきいき教室でも実施しておりますので、是非ご参加ください。常総市のホームページでも曲や体操を紹介しております。

2) 任意事業（高齢福祉課） ※各サービス毎に一定の支給要件があります。

高齢者見守りサポート事業

ひとり暮らしの高齢者等、急病などの緊急時に家族等の支援を受けることができない方に対し、緊急通報システムを貸与することにより、安否確認や健康相談及び緊急時の消防への通報を行います。

費用 月額1,870円(税込)

※75歳以上のひとり暮らしの方、一定の条件に当てはまる方は無料

※貸与機種によっては、自己負担が発生します。



在宅介護支援紙おむつ等購入費助成

市内に居住する65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険料第1段階から第5段階に該当する要介護3・4・5（ただし要介護3については一定の要件を満たすもの）の方に、介護に必要な紙おむつ等の購入に要する経費の一部を助成します。

※交付決定月分からの助成となります。

家族介護教室

高齢者を介護している家族や近隣の援助者等に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等の知識、技術取得のための教室を開催しています。

※日時、場所等は「広報じょうそうお知らせ版」、市ホームページ等によりお知らせします。

2. 福祉サービス（高齢福祉課関係）

※各サービス毎に一定の支給要件があります。

買い物代行サービス事業

日常生活用品の買い物ができる店舗まで外出することが困難な高齢者の代わりに、買い物を行うサービスを実施します。

対象者 65歳以上の方

利用者負担金 200円／回(週2回まで)

移動スーパー運行事業

詳しくは47ページ

「買い物困難者」と呼ばれる高齢者を支援するため、日常生活用品や食品等の買い物が困難な地域に定期的に移動スーパーを運行します。

理髪サービス

65歳以上で要介護3・4・5の外出することが困難な在宅の高齢者の家庭に理美容師を派遣し、理髪サービスを行います。



はり・きゅう・マッサージ施術費助成

70歳以上の高齢者に、はり・きゅう・マッサージ施術に係る費用の一部を助成し、その健康保持と心身の安定を図ります。

認知症総合支援事業

在宅の認知症の方に関する相談等のほか、若年性認知症の方の交流会や認知症カフェ（「千姫ちゃ屋」・「きぬ日和」）を実施しています。

※日時、場所は「広報じょうそうお知らせ版」、市ホームページ等によりお知らせします。

認知症高齢者等見守り事業

認知症等により行方不明となるおそれのある方に対し、居場所を知らせる機器の貸し出しや本人確認用のシール等を配布しています。

- 費用**
- ・位置情報端末機使用料
サービス利用に応じて別途自己負担が発生します。
 - ・本人確認用シールは無料です。



高齢者日常生活用具購入費助成

日常生活において支援を要する75歳以上の高齢者等で介護保険料第1段階から第8段階に該当する方に対し、日常生活用具の購入に係る経費の一部を助成しています。

取扱品目 自動消火器・電磁調理器・火災警報器・シルバーカー

高齢者補聴器購入費助成事業

65歳以上で、補聴器を必要とする方に対し、購入費の一部を助成します。

対象者 両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で医師から補聴器の使用が必要であると認められた方

助成額 上限30,000円（購入費用の2分の1）

※片耳のみ

※管理医療機器の認定を受けた補聴器に限る

長寿をたてる事業

当該年度内に満88歳、満100歳の誕生日を迎える方に長寿祝金の贈呈及び市内最高齢者に長寿祝金とほう状を贈呈しています。

基準日 9月1日



介護保険利用者負担額助成事業（介護保険課）

低所得者かつ生計が困難な方の在宅生活継続を支援するため、次のすべての要件を満たす方に対して、在宅サービス等（一部サービスを除く）の利用者負担額を助成します。

- 要件**
- ① 市民税非課税世帯の方
 - ② 年間収入額が150万円以下（世帯員1人毎に50万円を加算）
 - ③ 預貯金等が350万円以下（世帯員1人毎に100万円を加算）
 - ④ 日常生活に供する資産以外の資産を有していない方
 - ⑤ 市民税を課税されている方の扶養になっていない方
 - ⑥ 介護保険料の滞納がない方

利用者負担金 利用者負担額の25%

※在宅サービス等（一部サービスを除く）につきましては、お問合せください。

予約型乗合交通・コミュニティバス（都市計画課）

予約型乗合交通「ふれあい号」は、ご自宅から目的地まで利用者を乗り合いで送迎いたします。ご利用には事前の利用者登録と利用券の購入が必要です。なお、行先は市内のみとなります。

コミュニティバス「JOYBUS」は、決まった時間に決まったルートを運行し、お住まいの地域と商業施設や医療機関、鉄道駅などを繋ぎます。どなたも利用いただくことができますが、最寄りのバス停にて乗車・降車いただきます。なお、運賃の支払いには現金・交通系ICカードの他、ふれあい号の利用券もご利用いただけます。



高齢者運転免許証自主返納支援事業（防災危機管理課）

自主的に運転免許証を返納した65歳以上の高齢者に対し、申請により1回限り、予約型乗合交通「ふれあい号」の利用券2万円分を交付します。

※申請期限は運転免許証を返納した翌日から6カ月以内です。

福祉タクシー券の交付（社会福祉課、暮らしの窓口課保健福祉サービス係）

65歳以上で寝たきりの方または65歳以上のひとり暮らしで市外の病院に通院している方に、タクシーの初乗り料金を年間12回分助成します。また、重度の障がい者と難病患者等については、初乗り料金を年間24回分（人工透析療法を受けている方は年間48回分）助成します（自動車税の減免を受けている方は除く）。

※申請時期により助成回数が異なる場合があります。

特別障害者手当（社会福祉課）

精神または身体において著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要としながら在宅で生活をされている方に対して手当を支給します。障害者手帳を所持していない方でも申請することができます。受給には、障がいの状態や所得制限などの要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

いばらき身障者等用駐車場利用証制度（社会福祉課、保健推進課、暮らしの窓口課保健福祉サービス係）

いばらき身障者等用駐車場利用証制度とは、利用証を車のルームミラー等に掲げることにより、商業施設や公共施設等の車いすマークの駐車場を利用しやすくするために、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦（妊娠7か月から産後6か月）の方などに対して利用証を交付する制度です。

介護マーク普及事業（高齢福祉課、暮らしの窓口課保健福祉サービス係）

「介護マーク」は、介護する方が、介護中であることを周囲に知らせることにより、誤解を防ぎスムーズに介護ができるようにするためのものです。



いばらき高齢者優待制度【シニアカード】（高齢福祉課、暮らしの窓口課保健福祉サービス係）

65歳以上の高齢者を対象に、積極的な外出を促し、自身の健康増進やひきこもり防止につなげ、高齢者を地域、企業、行政が一体となり支え合う社会の構築を目指します。詳しい内容はホームページ <https://senior.pref.ibaraki.jp> をご覧ください。

救急医療情報キット（社会福祉課、暮らしの窓口課保健福祉サービス係）

日中・夜間に同居者が不在になり、ひとりになることの多い高齢者（65歳以上の方）や、障害者、要介護者などの方々が対象で、緊急時や災害時における救急時のために連絡先やかかりつけ医の情報をキットに入れて自宅冷蔵庫に備えていただきます。登録をご希望される方は、地区の民生委員または社会福祉課までお問い合わせください。



● 介護保険以外の関係機関など

常総市社会福祉協議会	常総市新石下4365	☎ 30-8789
筑波キングス・ガーデン ケアハウス	常総市大生郷町1818-1	☎ 24-7435
ケアハウス よしの荘	常総市上蛇町1888-1	☎ 22-7716
ケアハウス さくら館	常総市馬場2245	☎ 43-8611
有料老人ホーム 常総千楽苑	常総市水海道山田町1543-3	☎ 38-6638
有料老人ホーム いつくしの杜常総高野町	常総市水海道高野町321	☎ 44-7294
(公社) 常総市シルバー人材センター	常総市大輪町386-1	☎ 38-5808
つくば保健所	つくば市松代4丁目27	☎ 029-851-9287

税金の控除

介護保険料や介護サービスの利用料などについて、所得税・住民税の所得控除が受けられる場合があります。

控除の種類	内 容																																																																																				
社会保険料控除	介護保険料として支払った額は、社会保険料控除の対象となります。																																																																																				
障害者控除・ 特別障害者控除	65歳以上の要介護認定を受けている方で「所得税、地方税法上の障害者控除」を受けようとする方に、申請により、「常総市障害者控除対象者認定規則」の第3条の基準に基づき障害者控除対象者の認定書を発行します。																																																																																				
医療費控除	介護保険サービスの利用料等（生計を一にする配偶者その他の親族の利用料等を含む）は、確定申告の際に医療費控除の明細書又は医療保険者から交付を受けた医療費通知書を添付すると、保険金や高額介護サービス費などで補てんされる金額を除き、医療費控除の対象となります。																																																																																				
	●医療費控除の対象となる費用																																																																																				
	<table><tr><th></th><th>介護保険サービスの種類</th><th>介護費用</th><th>居住費</th><th>食費</th></tr><tr><td rowspan="5">居宅（a）</td><td>訪問看護</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>訪問リハビリテーション</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>居宅療養管理指導</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>通所リハビリテーション</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>短期入所療養介護</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="11">居宅（b）</td><td>訪問介護（生活援助中心型を除く）</td><td>△</td><td></td><td></td></tr><tr><td>夜間対応型訪問介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr><tr><td>訪問入浴介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr><tr><td>通所介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr><tr><td>地域密着型通所介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr><tr><td>認知症対応型通所介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr><tr><td>小規模多機能型居宅介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr><tr><td>短期入所生活介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護</td><td>△</td><td></td><td></td></tr><tr><td>地域支援事業の訪問型・通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）</td><td>△</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">施設</td><td>介護老人福祉施設</td><td>半額</td><td>半額</td><td>半額</td></tr><tr><td>介護老人保健施設</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>介護医療院</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>		介護保険サービスの種類	介護費用	居住費	食費	居宅（a）	訪問看護	○			訪問リハビリテーション	○			居宅療養管理指導	○			通所リハビリテーション	○		○	短期入所療養介護	○	○	○	居宅（b）	訪問介護（生活援助中心型を除く）	△			夜間対応型訪問介護	△			訪問入浴介護	△			通所介護	△			地域密着型通所介護	△			認知症対応型通所介護	△			小規模多機能型居宅介護	△			短期入所生活介護	△			定期巡回・随時対応型訪問介護看護	△			看護小規模多機能型居宅介護	△			地域支援事業の訪問型・通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）	△			施設	介護老人福祉施設	半額	半額	半額	介護老人保健施設	○	○	○	介護医療院	○	○	○
		介護保険サービスの種類	介護費用	居住費	食費																																																																																
	居宅（a）	訪問看護	○																																																																																		
		訪問リハビリテーション	○																																																																																		
		居宅療養管理指導	○																																																																																		
		通所リハビリテーション	○		○																																																																																
		短期入所療養介護	○	○	○																																																																																
	居宅（b）	訪問介護（生活援助中心型を除く）	△																																																																																		
		夜間対応型訪問介護	△																																																																																		
		訪問入浴介護	△																																																																																		
		通所介護	△																																																																																		
		地域密着型通所介護	△																																																																																		
		認知症対応型通所介護	△																																																																																		
		小規模多機能型居宅介護	△																																																																																		
		短期入所生活介護	△																																																																																		
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	△																																																																																		
		看護小規模多機能型居宅介護	△																																																																																		
		地域支援事業の訪問型・通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）	△																																																																																		
施設	介護老人福祉施設	半額	半額	半額																																																																																	
	介護老人保健施設	○	○	○																																																																																	
	介護医療院	○	○	○																																																																																	
上記以外に、介護老人福祉施設、介護老人保健施設に入所するための介助費用も対象となります。																																																																																					
※△は○（施設を除く）と同じ月に併用した場合か、ケアプラン上に医療保険対象の訪問看護が含まれている場合のみ対象となります。																																																																																					
居宅（a）：医療系サービスとして医療費控除の対象となるもの。																																																																																					
居宅（b）：ケアプランに位置づけられた医療系サービスと併せて利用した場合に医療費控除の対象となるもの。																																																																																					
※特別な居住費・食費は対象となりません。																																																																																					
6カ月以上、寝たきりの方のおむつ代で、治療している医師が発行した「紙おむつ使用証明書」のあるもの。ただし、この控除が2年目以降の方は、医師に代わって、常総市が医療費控除の証明書を発行できる場合があります。																																																																																					

お問い合わせ先 介護保険課 ☎ 23-2913
(税の詳細については) 課税課 ☎ 23-2907

常総市内の介護保険サービス事業所一覧

- は介護（介護予防、訪問型サービス又は通所型サービスを含む）サービスを、
- は介護サービスのみ、
- は介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを提供している事業所です。

マップ番号	事業所名	住所	電話番号	居宅介護支援・介護予防支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	地域密着型通所介護※	通所リハビリテーション	短期入所生活介護・療養介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護老人保健施設	グループホーム	福祉用具貸与	福祉用具購入	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
1	いつくしの杜常総高野町	水海道高野町 321	44-7294						●									
2	筑水苑	水海道高野町 671-1	25-1616	●					●			●	●					
3	そよ風	水海道天満町 1785-1	20-1030	●					●						●			
4	アドバンス居宅介護支援事業所	水海道天満町 4771-1 隼人ハイム207	34-1929	●														
5	訪問看護ステーションあやめ常総	水海道本町 2571-2 ベースマリーナ102	44-8824				●											
6	常総市地域包括支援センター	水海道諏訪町 3222-3	23-2930	●														
7	ツクイ常総水海道	水海道諏訪町 3366-1	30-9970						●									
8	水海道さくら病院	水海道森下町 4447	23-2223					●										
9	ケアパーク	水海道山田町 4541-2	21-2615	●					●									
10	ひまわり	小山戸町 28-1	23-2801	●					●									
11	ケア・オフィス	十花町 446-1	30-0063														●	●
12	きめ医師会病院	新井木町 13-3	22-8755	●			●				●							
13	ケアホーム なかお（香、華、真心）	中妻町 1023-2	23-3011		●					●						●		
14	デイサービス虹	中妻町 3308-1	22-7313							●								
15	よしの荘	上蛇町 1888-1	22-7716	●					●			●	●					
16	リーフ（こころ、らくらく）	上蛇町 8419	22-7332	●	●					●								
17	あいデイサービス常総豊岡	豊岡町乙 1228-2	21-8004						●									
18	さくらんぼ	豊岡町乙 3587	24-5070	●						●								
19	水海道西部病院	豊岡町丙 685	24-1211								●							
20	コンパスウォーク常総	豊岡町丙 2894-28	21-9470						●									
21	里の音	豊岡町丙 3080-1	44-5671									●	●					
22	けんちの苑 水海道	豊岡町丙 3264	24-5511	●	●		●	●	●		●	●		●				
23	筑波キングス・ガーデン	大生郷町 1818-2	24-5139	●	●				●			●	●					●
24	遙遙	羽生町 1026-2	44-7711												●			
25	ショートステイ常総なごみ	大輪町 1045-1	44-7531									●						
26	めぐる	花島町 29-4	27-5775												●			
27	ふなもと	花島町 146-1	38-7711	●						●								
28	葵の園 常総	菅生町 1308-1	27-3311								●	●		●				
29	千の杜	菅生町 1319-1	44-7085	●						●		●	●					
30	ケアプランセンター はにかむ	菅生町 4733	38-8101	●														
31	よつば	本石下 4808 コーポキムラ102	33-9298		●													
32	彩葉	新石下 81-1	44-5326	●						●								
33	筑波メディカルセンターいしげ	新石下 3768	21-3972	●			●											
34	ウエルシア介護サービス常総	新石下 3930-1	30-8313	●	●													
35	訪問看護ステーションあやめ石下	新石下 4513-2 ハウスフリーデ 2号室	38-6250				●											
36	健友リース	大房 715-2	30-8008														●	●
37	ラポール	館方 1038	43-1050	●						●								
38	い・ハーモニー石下	原宿 1155	44-6616	●					●			●	●					
39	デイサービス紫峰	国生 1314-1	43-9257							●								
40	介護サービスラビット	向石下 119-19	34-0016		●													
41	舞夢	古間木 1054-4	30-8283							●						●		
42	つくば長寿の郷	大沢 1994-6	30-8801									●				●		●
43	さくら館	馬場 2245	43-8611										●		●			

※認知症対応型を含む

（令和6年5月1日現在）

市外の介護保険サービス事業所一覧

近隣市町に所在する事業所のうち、当市の被保険者が利用している事業所を掲載しています。
掲載されている事業所以外からも自由に事業所を選択することができます。

居宅介護支援事業所

地区	事業所名	住所	電話番号
下妻市	居宅介護支援事業所 かがやき	下妻市中居指 199-1	0296-49-6071
下妻市	介護老人保健施設 しろかね 居宅介護支援事業所	下妻市下栗 1217	0296-30-1811
つくば市	美健荘居宅介護支援事業所	つくば市上郷 1438-3	029-847-4194
つくば市	筑波メディカルセンター 居宅介護支援事業所	つくば市天久保 1-1-1	029-855-6505
守谷市	さとう居宅介護支援事業所	守谷市野木崎 520-2	0297-21-1740
守谷市	ツクイ守谷	守谷市松前台 4-10-1	0297-20-0267
守谷市	ケアプランセンター七福神	守谷市高野 1755-1	0297-45-6031
坂東市	長寿の里 居宅介護支援事業所	坂東市中里 1213	0297-36-8080
坂東市	医療法人 清風会 寿桂苑	坂東市沓掛 4527-1	0297-44-2345
つくばみらい市	スマイルケア指定居宅介護支援事業所	つくばみらい市福岡 1330-4	0297-20-5512
つくばみらい市	ほっこりケアプランセンター	つくばみらい市伊奈東 43-5	0297-38-6890
八千代町	居宅介護支援事業所 玉樹	結城郡八千代町菅谷 1021-1	0296-49-3886

訪問介護事業所

地区	事業所名	住所	電話番号
下妻市	スマイル指定訪問介護事業所	下妻市半谷 1046-10	0296-44-0809
下妻市	有限会社 ケアサポートあさがお	下妻市高道祖 4605-1	0296-44-8821
下妻市	合同会社なないろ	下妻市高道祖 1023-1	0296-45-8474
つくば市	医心館 訪問介護ステーション つくば	つくば市学園の森 3-12-9	029-828-7321
つくば市	ヘルパーステーション ぼらりす	つくば市上郷 3621-4	029-893-2747
つくば市	あいヘルパーステーション	つくば市上郷 1600-1	029-848-1050
守谷市	ヘルパーステーション守谷桑林	守谷市松前台 4-2-1 アシステッドリビング守谷 1F	0297-48-3545
守谷市	アネシス指定訪問介護事業所	守谷市薬師台 2-16-3	0297-21-1525
守谷市	訪問介護 ケアパーク守谷	守谷市薬師台 6-7-1	0297-38-6988
坂東市	訪問介護にじいろ	坂東市長谷 689-3	090-3878-1021
坂東市	介護支援センター あさひ	坂東市幸田 367	0297-47-3533
つくばみらい市	スマイルケア指定訪問介護事業所	つくばみらい市福岡 1330-4	0297-20-5512
つくばみらい市	ウエルシア介護サービスつくばみらい	つくばみらい市陽光台 1-14-1	0297-20-7818
つくばみらい市	あしたば訪問介護事業所	つくばみらい市陽光台 4-9-3	0297-47-2080

訪問看護・介護予防訪問看護事業所

地区	事業所名	住所	電話番号
土浦市	プルメリア看護ステーション	土浦市田中 3-8-28	029-896-8481
下妻市	訪問看護ステーション たいよう	下妻市小島 695-102	0296-45-7733
つくば市	医療法人社団 桜水会訪問看護ステーション	つくば市大角豆 1745-5	029-856-0777
守谷市	社会医療法人社団 光仁会 ひかり訪問看護ステーション	守谷市松前台 1-17	0297-48-0972
守谷市	訪問看護ステーションてとめて。	守谷市美園 1-2-11	0297-34-1922
守谷市	アネシス訪問看護ステーション	守谷市薬師台 2-16-3	0297-21-1525
坂東市	訪問看護ステーション優善	坂東市辺田 1141-9	0297-35-0555
つくばみらい市	訪問看護リハビリステーションmelife-みらいふ-	つくばみらい市上長沼 1497-4	0297-38-7637
つくばみらい市	みらい在宅ケア株式会社 みらい訪問看護リハビリステーション	つくばみらい市陽光台 2-1-3	0297-44-8868

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業所

地区	事業所名	住所	電話番号
取手市	すわっと	取手市米ノ井 121-2	0297-84-1555
つくば市	ウエルシア介護サービスつくば	つくば市豊里の杜 2-1-1	029-848-2008
つくば市	ウィズ訪問入浴介護事業所	つくば市高野台 2-12-2-105	029-879-5822
つくば市	アースサポートつくば	つくば市みどりの 1-31-7	029-839-9500

市外の介護保険サービス事業所一覧

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所

地区	事業所名	住所	電話番号
下妻市	介護老人保健施設しろかね 訪問リハビリテーション	下妻市下栗1217	0296-30-7066
つくば市	つくばケアセンター 訪問リハビリテーション	つくば市要76	029-877-1313
つくば市	プレミール元気館 訪問リハビリテーション	つくば市谷田部6107-1	029-838-1919
つくば市	いちほら病院	つくば市大曽根3681	029-864-0303
守谷市	守谷慶友病院	守谷市立沢980-1	0297-45-3311
守谷市	かねこ整形外科クリニック	守谷市立沢982-1	0297-34-0115

通所介護事業所

地区	事業所名	住所	電話番号
つくば市	あいデイサービス	つくば市上郷1600-1	029-848-1050
つくば市	アドニスケアセンター	つくば市上郷8105-71	029-828-8351
つくば市	燈杜リハビリセンター	つくば市西平塚318-1	029-863-6886
つくば市	ケアステーションあさひつくば	つくば市研究学園4-4-13	029-848-5170
つくば市	デイサービスセンター きらめき	つくば市上郷1428-7	029-847-8480
守谷市	デイサービス あっとホーム	守谷市立沢1163-44	0297-38-7663
守谷市	デイサービス優善	守谷市板戸井2538-1	0297-44-6180
守谷市	ツクイ守谷	守谷市松前台4-10-1	0297-20-0267
守谷市	デイサービスセンターやまゆりの郷	守谷市大山新田149-1	0297-45-2820
坂東市	あっとホーム リハビリケア	坂東市神田山1278-1	0297-34-1711
坂東市	デイサロン リハ&スパ	坂東市沓掛4347-1	0297-21-3466
坂東市	リハビリセンターここから	坂東市辺田631-2	0297-44-5172
坂東市	こもれびの宿人と木	坂東市半谷688-1	0297-44-9711
つくばみらい市	ケアステージつくばみらい指定通所介護事業所	つくばみらい市東橋戸872-7	0297-38-6578
つくばみらい市	デイサービス さくらの里	つくばみらい市福岡3000-1	0297-44-9005
八千代町	デイサービス 『えがお』	結城郡八千代町落田161-10	0296-48-3900

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所

地区	事業所名	住所	電話番号
下妻市	老人保健施設 しろかね	下妻市下栗1217	0296-30-1811
つくば市	介護老人保健施設 つくばケアセンター	つくば市要76	029-877-1313
つくば市	介護老人保健施設なでしこ	つくば市水守2228-2	029-864-6565
つくば市	介護老人保健施設つくばリハビリテーションセンター	つくば市大曽根3681	029-864-8300
守谷市	さとうデイケアリハビリテーションセンター	守谷市野木崎521-1	0297-21-1720
守谷市	通所リハビリテーション ダ・ジャレ もりや	守谷市松並1630-1	0297-45-7733
坂東市	医療法人 清風会 寿桂苑	坂東市沓掛4527-1	0297-44-2345
坂東市	介護老人保健施設 きねぶち	坂東市長谷989-5	0297-47-3333
つくばみらい市	MED AGRI CLINICつくばみらい	つくばみらい市伊奈東37-2	0297-38-8578
八千代町	介護老人保健施設 葵の園・八千代	結城郡八千代町新井115番1	0296-30-3700

短期入所生活介護(療養介護)・介護予防短期入所生活介護(療養介護)事業所

地区	事業所名	住所	電話番号
つくば市	特別養護老人ホーム 美健荘	つくば市上郷1438-3	029-847-4194
つくば市	ショートステイ アイリスコート	つくば市上横場429-1	029-839-3131
つくば市	ショートステイ「あいリレーつくば」	つくば市要273-1	029-877-3355
つくば市	ショートステイ フロンティア	つくば市上郷1600-3	029-893-5531
つくば市	指定居宅サービス事業所もみじ	つくば市下河原崎729-1	029-848-3317
つくば市	介護老人保健施設 つくばケアセンター	つくば市要76	029-877-1313
つくば市	流星台ケアセンターそよ風	つくば市流星台3-7	029-863-5020
つくば市	ショートステイ まごころの杜つくば	つくば市大砂185-2	029-886-8710
守谷市	お泊りサービス 花きりん	守谷市立沢950-1	0297-20-0711
守谷市	短期入所生活介護事業所 やまゆりの郷	守谷市大山新田149-1	0297-45-2820

地区	事業所名	住所	電話番号
守谷市	ショートステイサービス 七福神	守谷市高野1755-1	0297-45-3580
守谷市	ショートステイ みやびの里守谷	守谷市大柏600-1	0297-44-7212
坂東市	短期入所生活介護事業所 長寿の里	坂東市中里1213	0297-36-8080
坂東市	ショートステイさしまの家	坂東市生子1630-1	0280-33-6400
八千代町	特別養護老人ホームフィオーレ	結城郡八千代町栗山229-1	0296-49-2966

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所

地区	事業所名	住所	電話番号
水戸市	フランスベッド株式会社 メディカル茨城営業所	水戸市見川町2131-992	029-305-5861
土浦市	株式会社 ロングライフ 土浦営業所	土浦市沖新田40-5	029-841-2422
土浦市	株式会社 日本ドライ 介護用品のスマイル 土浦営業所	土浦市国分町7-5	029-879-5446
石岡市	株式会社 茨城福祉サービス	石岡市東光台4-9-3	0299-28-1829
下妻市	株式会社 豊光レンタル	下妻市樋橋201-1	090-5423-7385
下妻市	有限会社 さくら介護センター	下妻市大串851-1	0296-45-1606
つくば市	パナソニック エイジフリーショップつくば	つくば市東光台4-19-7	029-828-8500
つくば市	ダスキンヘルスレント茨城南ステーション	つくば市栗原2313	029-828-7773
つくば市	ウエルシア介護サービスつくば	つくば市豊里の杜2-1-1	029-848-2008
つくば市	株式会社フロンティアつくば営業所	つくば市東新井20-10	029-850-0885
坂東市	すまいる	坂東市逆井2708-3	0280-23-4330

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

地区	事業所名	住所	電話番号
土浦市	特別養護老人ホーム はなのえん	土浦市栗野町1852-1	029-830-0511
下妻市	特別養護老人ホーム千代川さくら館	下妻市五箇574	0296-30-1511
下妻市	特別養護老人ホーム ラポールしもつま	下妻市江1827-1	0296-44-7300
つくば市	特別養護老人ホーム 美健荘	つくば市上郷1438-3	029-847-4194
つくば市	特別養護老人ホーム アイリスコート	つくば市上横場429-1	029-839-3131
つくば市	特別養護老人ホーム 木の花さくや	つくば市鬼ヶ窪1212-11	029-828-7061
守谷市	特別養護老人ホームやまゆりの郷	守谷市大山新田149-1	0297-45-2820
守谷市	特別養護老人ホーム 七福神	守谷市高野1755-1	0297-45-3580
坂東市	特別養護老人ホーム 長寿の里	坂東市中里1213	0297-36-8080
坂東市	特別養護老人ホーム 恵愛荘	坂東市沓掛337	0297-44-3320
坂東市	特別養護老人ホーム 延寿館	坂東市長須1188-2	0297-35-3715
坂東市	特別養護老人ホームさしまの家	坂東市生子1630-1	0280-33-6400
つくばみらい市	特別養護老人ホーム 雅荘	つくばみらい市福岡1199	0297-20-5525
つくばみらい市	特別養護老人ホーム めくもり荘	つくばみらい市古川1047	0297-52-1280
八千代町	特別養護老人ホーム 玉樹	結城郡八千代町菅谷1021-1	0296-49-3886
八千代町	特別養護老人ホームフィオーレ	結城郡八千代町栗山229-1	0296-49-2966

介護老人保健施設・介護医療院

地区	事業所名	住所	電話番号
土浦市	介護老人保健施設 常総の郷	土浦市荒川沖6-110	029-843-5580
下妻市	老人保健施設 しろかね	下妻市下栗1217	0296-30-1811
取手市	にしまぎ介護医療院	取手市戸頭1-8-21	0297-78-3365
つくば市	介護老人保健施設 つくばケアセンター	つくば市要76	029-877-1313
つくば市	介護老人保健施設 そよかぜ	つくば市上横場2573-1	029-836-0517
つくば市	介護老人保健施設 プレミエール元気館	つくば市谷田部6107-1	029-838-1919
つくば市	介護老人保健施設つくばリハビリテーションセンター	つくば市大曾根3681	029-864-8300
守谷市	介護老人保健施設 アイケア	守谷市小山318-5	0297-38-6767
守谷市	介護老人保健施設 ダ・ジャーレ もりや	守谷市沢尻1630-1	0297-20-6616
坂東市	医療法人 清風会 寿桂苑	坂東市沓掛4527-1	0297-44-2345
坂東市	介護老人保健施設 きねぶち	坂東市長谷989-5	0297-47-3333
八千代町	介護老人保健施設 葵の園・八千代	結城郡八千代町新井115番1	0296-30-3700
境町	介護老人保健施設 夢彩の舎	猿島郡境町若林2269-1	0280-33-7300

常総市 介護保険施設・事業所マップ

居宅介護支援事業所

- ② 筑水苑
- ③ そよ風
- ④ アドバンス居宅介護支援事業所
- ⑥ 常総市地域包括支援センター
- ⑨ ケアパーク
- ⑩ ひまわり
- ⑫ きぬ医師会病院
- ⑮ よしの荘
- ⑯ リーフ(こころ、らくらく)
- ⑰ さくらんぼ
- ⑳ けんちの苑 水海道
- ㉓ 筑波キングス・ガーデン
- ㉗ ふなもと
- ㉙ 千の杜
- ㉚ ケアプランセンターはにかむ
- ㉜ 彩葉
- ㉝ 筑波メディカルセンターいしげ
- ㉞ ウエルシア介護サービス常総
- ㉟ ラポール
- ㊱ L・ハーモニー石下

訪問介護事業所

- ⑬ ケアホーム なかお(香、華、真心)
- ⑰ リーフ(こころ、らくらく)
- ㉒ けんちの苑 水海道
- ㉓ 筑波キングス・ガーデン
- ㉜ よつば
- ㉞ ウエルシア介護サービス常総
- ㉟ 介護サービスラビット

訪問看護事業所

- ⑤ 訪問看護ステーション あやめ常総
- ⑫ きぬ医師会病院
- ㉒ けんちの苑 水海道
- ㉓ 筑波メディカルセンターいしげ
- ㉝ 訪問看護ステーション あやめ石下

訪問リハビリテーション事業所

- ⑧ 水海道さくら病院
- ㉒ けんちの苑 水海道

通所介護事業所

- ① いつくしの杜常総高野町
- ② 筑水苑
- ③ そよ風
- ⑦ ツクイ常総水海道
- ⑨ ケアパーク
- ⑩ ひまわり
- ⑮ よしの荘
- ⑰ あいデイサービス常総豊岡
- ㉒ コンパスウォーク常総
- ㉓ けんちの苑 水海道
- ㉓ 筑波キングス・ガーデン
- ㊱ L・ハーモニー石下

通所リハビリテーション事業所

- ⑫ きぬ医師会病院
- ⑰ 水海道西部病院
- ㉒ けんちの苑 水海道
- ㉘ 葵の園 常総

地域密着型通所介護事業所

※認知症対応型を含む

- ⑬ ケアホーム なかお(香、華、真心)
- ⑭ デイサービス虹
- ⑰ リーフ(こころ、らくらく)
- ⑰ さくらんぼ
- ㉗ ふなもと
- ㉙ 千の杜
- ㉜ 彩葉
- ㉟ ラポール
- ㉚ デイサービス紫峰
- ㉜ 舞夢



短期入所生活介護・療養介護事業所

- 2 筑水苑
- 15 よしの荘
- 21 里の音
- 22 けんちの苑 水海道
- 23 筑波キングス・ガーデン
- 25 ショートステイ常総なごみ
- 28 葵の園 常総
- 29 千の杜
- 38 L・ハーモニー石下
- 42 つくば長寿の郷

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- 2 筑水苑
- 15 よしの荘
- 21 里の音
- 23 筑波キングス・ガーデン
- 29 千の杜
- 38 L・ハーモニー石下
- 43 さくら館

介護老人保健施設

- 22 けんちの苑 水海道
- 28 葵の園 常総



グループホーム

- 3 そよ風
- 13 ケアホーム なかお(香、華、真心)
- 24 遙遙
- 26 めぐる
- 41 舞夢
- 42 つくば長寿の郷
- 43 さくら館

福祉用具購入事業所

福祉用具貸与事業所

- 11 ケア・オフィス
- 36 健友リース

特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

- 23 筑波キングス・ガーデン
- 42 つくば長寿の郷

身近な高齢者の相談窓口

- ・ 常総市社会福祉協議会（水海道事務所）
- 13 ケアホーム なかお(香、華、真心)
- 19 水海道西部病院
- 30 ケアプランセンター はにかむ
- 33 筑波メディカルセンター いしげ
- 38 L・ハーモニー石下
- 41 舞夢



特別養護老人ホーム
筑水苑

〒303-0033 常総市水海道高野町 671-1
TEL: 0297-25-1616 / FAX: 0297-22-2081
お問合せ先: tikusui@intio.or.jp

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 「定員:90床」
指定短期入所生活介護事業所(ショートステイ) 「定員:20床」
指定通所介護事業所(デイサービス) 「定員:20名」
指定居宅介護事業所 筑水苑

..**そよ風**.. **できるを増やす介護サービス**

水海道ケアセンターそよ風



〒303-0034
常総市水海道天満町 1785-1
お問合せ: 0297-20-1030

株式会社 **SOYOKAZE**

つくば長寿の郷

～心豊かに穏やかに安心して過ごして頂きたい～

- 介護付き有料老人ホーム（個室 61 室）
- グループホーム（2 ユニット 18 室）
- ショートステイ（従来型個室 11 室）



【住所】常総市大沢 1994-6

【TEL】0297-30-8801

【FAX】0297-30-8802

<http://tsukuba-choju.jp/>

※お気軽にお問合せ下さい。

入居者様・介護職員

随時募集しています。



「楽しみ」「生きがい」
作りのお手伝い

福祉に・ずっと・まっすぐ



見学・無料体験受付中!



ツクイ常総水海道

〒303-0021 茨城県常総市水海道諏訪町3366-1

営業時間 8:30～17:30 FAX:0297-30-9971

お問い合わせ **0297-30-9970**

ツクイ



<https://www.tsukui.net>
ホームページをご覧ください。

デイサービス **ひまわり**
居宅介護支援事業所



無料体験受付中です。
見学の方もお待ちしております。



〒303-0006

常総市小山戸町28-1

TEL 0297-23-2801

FAX 0297-23-2802



〈広告〉

福祉用具専門相談員が介護ベッドや車いす、お風呂のイスやポータブルトイレなどの福祉用具をご利用者の身体・生活状況にあわせてご提案をさせていただきます。



必要に応じて住宅改修サービスその他の介護・福祉サービス等との組み合わせも含めてご検討させていただきます。

お気軽にお問合せください
電話受付【平日・土曜日】午前9時から午後6時
有限会社ケア・オフィス 常総市十花町446-1
TEL **0297-30-0063**

株式会社ケアホームなかお

～地域住民と共に笑顔の絶えない生活環境を目指して～



グループホーム

常総市大生郷町1818-1 常総市大生郷町1818-2 常総市大生郷町1818-3

デイサービス

【常総事業所】

〒300-2505 常総市中妻町1023番地2

☎ 0297-23-3011

☎ 0297-23-3021

✉ nakao@ec6.technowave.ne.jp

ヘルパーステーション 真心

社会福祉法人 東雲会 よしの荘

～地域に根差し、ご縁を大切に、

ひとりひとりが笑顔で過ごせる毎日をめざして～



特別養護老人ホーム 従来型 多床室 26名 個室 24名

ユニット型 30名

短期入所生活介護 従来型 10名

通所介護事業所 30名 / 日

指定居宅介護支援事業所

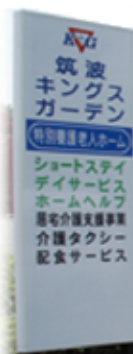
ケアハウス（軽費老人ホーム） 15名

〒300-2502

常総市上蛇町1888-1（古野公園に隣接）

TEL 0297-22-7716（代表） FAX 0297-22-7176

社会福祉法人 日本キングス・ガーデン



一人一人によりそう介護、支援サービス

- ・ケアハウス 筑波キングス・ガーデン
常総市大生郷町1818-1 TEL 0297 (24) 7435
- ・特別養護老人ホーム 筑波キングス・ガーデン
常総市大生郷町1818-2 TEL 0297 (24) 5139
- ・居宅介護支援事業・訪問介護・介護タクシー
TEL 0297 (24) 5166
- ・常総広域障害者支援施設 常総ふれあいの杜
常総市大生郷町1880 TEL 0297 (27) 5016
- ・障がい者グループホーム・通所施設ハレルヤ
交流カフェ「ぶどうの木」
常総市大生郷町1876-1 TEL 0297 (24) 4550
- ・守谷市障害者福祉センターひこうせん
守谷市板戸井1977-2 TEL 0297 (45) 9801

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型通所介護（デイサービス）

マイム
〔 舞 夢 〕



～ 寄り添う介護を目指して ～

常総市古間木1054-4 TEL 0297-30-8283

<http://www.gh-maimu.com>

常総市シルバー人材センター

会員募集



- 一般作業分野…除草・草刈り、屋内外清掃・軽作業
- 事務分野…受付事務・伝票整理、毛筆筆精・宛名書きなど
- 折衝・外交分野…販売員・店番など
- 管理分野…施設管理・倉庫管理など
- 技能分野…植木剪定、障子・襖張り、網戸張替え、大工仕事など
- サービス分野…家事援助（買い物代行）、その他高齢者に向けた業務

公益社団法人
常総市シルバー人材センター
TEL 0297-38-5808

常総市の事業

JOSO★ハッピー体操

常総市オリジナル体操「JOSO☆ハッピー体操」は、一般社団法人日本音楽健康協会が主催する音健アワード2022に入賞しました。

小さなお子さん、立って運動ができる方、座ってじっくり取り組みたい方など、体調や体力に合わせ、皆一緒に同じ曲で楽しめる体操です。いきいき教室などで実施しています。

動画も配信中!▶



常総市の事業

移動スーパー運行事業

店舗のない地区にお住まいの方や、買い物に行くことが困難な高齢者のため、「水海道栄町店」「きぬの里店」という2台の移動スーパーが、市内の公共施設や地域の集会所を巡っています。

取扱商品 肉、魚、野菜、卵、牛乳、パン、菓子、加工食品、飲料、弁当、惣菜、日用品など約650商品。

運行スケジュール▶



地域の皆様のご意見を元に、停留所（販売場所）は今後も見直しを重ねていきます。



お問い合わせ窓口一覧

● 常総市役所 〒303-8501 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3 ☎0297-23-2111 (代表)

● 介護保険課 ☎23-2913

管理係	● 介護保険に関すること
認定係	● 介護認定に関すること
指導係	● 施設指導に関すること

● 高齢福祉課 (地域包括支援センター) ☎23-2930

支援係	● 高齢者の総合相談支援に関すること	
在宅福祉係	● 高齢者福祉に関すること ● 介護予防事業に関すること	
介護予防係	● 要支援認定者のマネジメント業務に関すること	
休日夜間高齢者相談窓口	★休日・夜間対応の高齢者の総合相談	080-3400-6616
在宅医療・介護連携相談窓口	★自宅で利用できる医療・介護の相談	☎ 38-8998
身近な高齢者の相談窓口 各地域の施設につながります 「介護保険を使いたい」 「急に介護が必要になった」 「介護の方法がわからない」 「もの忘れが気になる」 などの相談	★水海道中学校区（常総市社会福祉協議会）	☎ 23-2233
	★水海道西中学校（北）区（水海道西部病院）	☎ 24-1211
	★水海道西中学校（南）区 （ケアプランセンターはにかむ）	☎ 38-8101
	★鬼怒中学校区（グループホーム香）	☎ 23-3011
	★石下中学校区（訪問看護ステーションいしげ）	☎ 42-1105
	★石下西中学校区（グループホーム舞夢）	☎ 30-8283

● 都市計画課 ☎30-6202

交通政策係	● 予約型乗合交通に関すること ● コミュニティバスに関すること
-------	-------------------------------------

● 防災危機管理課 ☎39-6000

交通防犯係	● 高齢者運転免許証自主返納支援事業に関すること
-------	--------------------------

● 社会福祉課 ☎23-2912

- 民生委員・児童委員に関すること
- 障がい者 (児) 福祉に関すること
- 生活支援に関すること
- 生活保護に関すること

● 健康保険課 ☎23-2910

- 国民健康保険に関すること
- 後期高齢者医療に関すること
- マル福に関すること
- 国民年金に関すること

● 保健推進課 (常総市保健センター内) ☎23-3111

- 母子保健に関すること
- 感染症に関すること
- 予防接種に関すること
- 成人保健に関すること
- 保健事業に関すること

● 石下支所 暮らしの窓口課 ☎44-7844 (代表)

- 業務全般にわたる受付